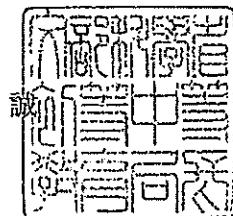




28文科初第1747号
平成29年3月31日

各 都 道 府 県 教 育 委 員 会
各 都 道 府 県 知 事 事
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会
各 指 定 都 市 市 長 殿
各 構 造 改 革 特 別 区 域 法 第 12 条 第 1 項
の 認 定 を 受 け た 地 方 公 共 団 体 の 長
附 属 学 校 を 置 く 各 国 立 大 学 法 人 の 長

文部科学省初等中等教育局長
藤原



(印影印刷)

学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行等について（通知）

このたび、別添のとおり、「学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成29年文部科学省令第24号）」が、平成29年3月31日に公布され、平成29年4月1日から施行されることとなりました。

今回の改正は、教育再生実行会議における提言（第七次提言（平成27年5月14日）、第八次提言（平成27年7月8日）、第九次提言（平成28年5月20日））、中央教育審議会答申（「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について」、「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」（平成27年12月21日））を踏まえ、また、「義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律（平成29年法律第5号）」（以下「改正法」という。）が平成29年4月1日に施行されることに伴い、事務長及び事務主任の職務規定を整備するとともに、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの職務を新たに規定するものです。

改正の概要及び留意事項については、下記のとおりですので、関係する規定の整備等事務処理上遺漏のないよう願います。

各都道府県教育委員会におかれましては所管の学校及び域内の市区町村に対して、各都道府県知事におかれましては、所轄の学校及び学校法人に対して、各国立大学法人の

学長におかれでは、附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれでは域内の株式会社立学校及びそれを設置する学校設置会社に対して、本改正の周知を図るとともに、適切な事務処理が図られるよう御配慮願います。

記

1 改正の概要

(1) 事務長等の職務規定の整備

改正法により、学校教育法第37条第14項に定める事務職員の職務規定を「事務をつかさどる」に改めることに伴い、事務長及び事務主任の職務について、それぞれ「事務職員(その他の職員が行う事務を総括する)」、「事務に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる」と改めること（施行規則第46条第3項及び第4項（第79条及び第79条の8第1項で準用する場合を含む。）、第82条第3項（第113条第1項及び第135条第1項で準用する場合を含む。））。

(2) スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーについて

本改正は、学校における児童の心理に関する支援に従事するスクールカウンセラー及び児童の福祉に関する支援に従事するスクールソーシャルワーカーについて、その名称及び職務等を明らかにするものであること（施行規則第65条の2及び第65条の3（第79条、第79条の8第1項、第104条第1項、第113条第1項、第135条第1項で準用する場合を含む。））。

(3) 施行期日

本省令の施行期日を平成29年4月1日としたこと。

2 留意事項

(1) 事務長等の職務規定の整備について

平成29年3月31日付文部科学事務次官通知「義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律等の施行について（通知）」にある改正法の趣旨を踏まえ、事務職員がより主体的・積極的に校務運営に参画することに資するよう、事務長及び事務主任を活用することなどにより事務体制の強化に努めること。その際、資質、能力と意欲のある事務職員の採用、研修等を通じた育成に一層努めること。

事務主任が行う「連絡調整及び指導、助言」は、学校の事務の処理に当たり、事務主任がその経験等を基に、教諭やその他の職員に対して行うことを想定していること。

(2) スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーについて

平成29年2月3日付初等中等教育局長通知「児童生徒の教育相談の充実について(通知)」及び以下に示すスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの職務内容等を踏まえ、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの更なる活用を図ること。

①スクールカウンセラーの職務内容

スクールカウンセラーは、心理に関する高度な専門的知見を有する者として、不登校、いじめや暴力行為等の問題行動、子供の貧困、児童虐待等の未然防止、早期発見、支援・対応等のため、これらを学校として認知した場合や災害等が発生した場合等において、児童生徒、保護者、教職員に対して、カウンセリング、情報収集・見立て(アセスメント)、助言・援助(コンサルテーション)等に従事すること。

具体的なスクールカウンセラーの職務は、次のものが考えられること。

(不登校、いじめ等の未然防止、早期発見、支援・対応等)

- ・児童生徒及び保護者からの相談対応
- ・学級や学校集団に対する援助
- ・教職員や組織に対する助言・援助(コンサルテーション)
- ・児童生徒の心の教育、児童生徒及び保護者に対する啓発活動

(不登校、いじめ等を認知した場合又はその疑いが生じた場合、災害等が発生した際の援助)

- ・児童生徒への援助
- ・保護者への助言・援助(コンサルテーション)
- ・教職員や組織に対する助言・援助(コンサルテーション)
- ・事案に対する学校内連携・支援チーム体制の構築・支援

②スクールソーシャルワーカーの職務内容

スクールソーシャルワーカーは、ソーシャルワークの価値・知識・技術を基盤とする福祉の専門性を有する者として、不登校、いじめや暴力行為等問題行動、子供の貧困、児童虐待等の課題を抱える児童生徒の修学支援、健全育成、自己実現を図るため、児童生徒のニーズを把握し、関係機関との連携を通じた支援を展開するとともに、保護者への支援、学校への働き掛け及び自治体の体制整備への働き掛けに従事すること。

具体的なスクールソーシャルワーカーの職務は、次のものが考えられること。

(不登校、いじめ等の未然防止、早期発見、支援・対応等)

- ・地方自治体アセスメントと教育委員会への働き掛け
- ・学校アセスメントと学校への働き掛け
- ・児童生徒及び保護者からの相談対応
- ・地域アセスメントと関係機関・地域への働き掛け

(不登校、いじめ等を認知した場合又はその疑いが生じた場合、災害等が発生した際の援助)

- ・児童生徒及び保護者との面談及びアセスメント
- ・事案に対する学校内連携・支援チーム体制の構築・支援
- ・自治体における体制づくりへの働き掛け

③スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを学校に配置する際の配慮

スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーが学校に配置された際は、法令に基づき、校長の指揮監督の下、専門性を生かして職務を行うことになるが、校長等の管理職は、専門性を十分に發揮できるように、勤務の体制や環境等を工夫し、また、教育委員会は、必要に応じ、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと同じ専門職であるスーパーバイザー等に相談できるようにすることが重要であること。

④スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーと連携した教育相談体制の充実について

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成28年法律第105号）第9条において「不登校児童生徒に対する適切な支援が組織的かつ継続的に行われるよう、不登校児童生徒の状況及び不登校児童生徒に対する支援の状況に係る情報を学校の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者間で共有することを促進する」ことが規定されていることなどから、教育相談において、教職員間の連携のみならず、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーとも連携した体制を構築し、不登校、いじめ等の支援・対応を学校がチームとして一体的に行うことが重要であること。

このため、「児童生徒の教育相談の充実について（通知）」に添付のスクールカウンセラーガイドライン、スクールソーシャルワーカーガイドラインを参考とし、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの活動計画の策定又は見直しを行うこと。

また、国においては、平成31年度までにスクールカウンセラーを全公立小中学校（27,500校）に、スクールソーシャルワーカーを全中学校区（約1万人）に配置することを目標としており、都道府県・指定都市・中核市の教育委員会におかれではスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置促進に努め、教育相談の更なる充実を図ること。

【本件連絡先】

(事務長・事務主任関係)

文部科学省 初等中等教育局

初等中等教育企画課 教育公務員係

電話 03-5253-4111 (内線4675)

(スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー関係)

文部科学省 初等中等教育局

児童生徒課 生徒指導室

電話 03-5253-4111 (内線3299)

○文部科学省令第二十四号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三条及び第一百四十二条に基づき、学校教育法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月三十一日

文部科学大臣 松野 博一

学校教育法施行規則の一部を改正する省令

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第六十五条」を「—第六十五条の三」に改める。

第三十九条中「第六十八条まで」の下に「（第六十五条の二及び第六十五条の三を除く。）」を加える。

第四十六条第三項中「し、その他事務をつかさどる」を「する」に改め、同条第四項中「をつかさどる」を「に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる」に改める。

第四章第四節中第六十五条の次に次の二条を加える。

第六十五条の二 スクールカウンセラーは、小学校における児童の心理に関する支援に従事する。

第六十五条の三 スクールソーシャルワーカーは、小学校における児童の福祉に関する支援に従事する。

第八十二条第三項中「し、その他事務をつかさどる」を「する」に改める。

附 則

この省令は、平成二十九年四月一日から施行する。

○ 学校教育法施行規則の一部を改正する省令 新旧対照表

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案		現 行
目次		
第一章 総則	第一章 総則	
第一節 設置廃止等（第一条—第十九条）	第一節 設置廃止等（第一条—第十九条）	
第二節 校長、副校長及び教頭の資格（第二十条—第二十三条）	第二節 校長、副校長及び教頭の資格（第二十九条—第三十五条）	
第三章 幼稚園（第三十六条—第三十九条）	第三章 幼稚園（第三十六条—第三十九条）	
第四章 小学校	第四章 小学校	
第一節 設備編制（第四十条—第四十九条）	第一節 設備編制（第四十条—第四十九条）	
第二節 教育課程（第五十条—第五十八条）	第二節 教育課程（第五十条—第五十八条）	
第三節 学年及び授業日（第五十九条—第六十三条）	第三節 学年及び授業日（第五十九条—第六十三条）	
第四節 職員（第六十四条—第六十五条の三）	第四節 職員（第六十四条・第六十五条）	
第五節 学校評価（第六十六条—第六十八条）	第五節 学校評価（第六十六条—第六十八条）	
第五章 中学校（第六十九条—第七十九条）	第五章 中学校（第六十九条—第七十九条）	
第五章の二 義務教育学校並びに中学校併設型小学校及び小学校併設型中学校	第五章の二 義務教育学校並びに中学校併設型小学校及び小学校併設型中学校	
第一節 義務教育学校（第七十九条の二—第七十九条の八）	第一節 義務教育学校（第七十九条の二—第七十九条の八）	
第二節 中学校併設型小学校及び小学校併設型中学校（第七十九条の九—第七十九条の十二）	第二節 中学校併設型小学校及び小学校併設型中学校（第七十九条の九—第七十九条の十二）	
第六章 高等学校	第六章 高等学校	

第一節 設備、編制、学科及び教育課程（第八十条—第八十九条）	第一節 設備、編制、学科及び教育課程（第八十条—第八十九条）
第二節 入学、退学、転学、留学、休学及び卒業等（第九十条—第一百条の二）	第二節 入学、退学、転学、留学、休学及び卒業等（第九十条—第一百条の二）
第三節 定時制の課程及び通信制の課程並びに学年による教育課程の区分を設けない場合その他（第一百一条—第一百四十四条）	第三節 定時制の課程及び通信制の課程並びに学年による教育課程の区分を設けない場合その他（第一百一条—第一百四十四条）
第七章 中等教育学校並びに併設型中学校及び併設型高等学校	第七章 中等教育学校並びに併設型中学校及び併設型高等学校
第一節 中等教育学校（第一百五条—第一百十三条）	第一節 中等教育学校（第一百五条—第一百十三条）
第二節 併設型中学校及び併設型高等学校（第一百十四条—第一百十七条）	第二節 併設型中学校及び併設型高等学校（第一百十四条—第一百十七条）
第八章 特別支援教育（第一百十八条—第一百四十一条）	第八章 特別支援教育（第一百十八条—第一百四十一条）
第九章 大学	第九章 大学
第一節 設備、編制、学部及び学科（第一百四十二条—第一百四十三条の三）	第一節 設備、編制、学部及び学科（第一百四十二条—第一百四十三条の三）
第二節 入学及び卒業等（第一百四十四条—第一百六十三条）	第二節 入学及び卒業等（第一百四十四条—第一百六十三条）
第三節 履修証明書が交付される特別の課程（第一百六十四条）	第三節 履修証明書が交付される特別の課程（第一百六十四条）
第四節 認証評価その他（第一百六十五条—第一百七十三条）	第四節 認証評価その他（第一百六十五条—第一百七十三条）
第十章 高等専門学校（第一百七十四条—第一百七十九条）	第十章 高等専門学校（第一百七十四条—第一百七十九条）
第十一章 専修学校（第一百八十条—第一百八十九条）	第十一章 専修学校（第一百八十条—第一百八十九条）
第十二章 雜則（第一百九十条・第一百九十一条）	第十二章 雜則（第一百九十条・第一百九十一一条）
附則	附則
第三章 幼稚園	第三章 幼稚園
第三十九条 第四十八条、第四十九条、第五十四条、第五十九条から第六十八条まで（第六十五条の二及び第六十五条の三を除く。）	第三十九条 第四十八条、第四十九条、第五十四条、第五十九条から第六十八条までの規定は、幼稚園に準用する。

」の規定は、幼稚園に準用する。

第四章 小学校

第一節 設備編制

第四十六条 小学校には、事務長又は事務主任を置くことができる

- 2 事務長及び事務主任は、事務職員をもつて、これに充てる。
- 3 事務長は、校長の監督を受け、事務職員その他の職員が行う事務を総括する。
- 4 事務主任は、校長の監督を受け、事務に関する事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

第四節 職員

第四十六条 小学校には、事務長又は事務主任を置くことができる

- 2 事務長及び事務主任は、事務職員をもつて、これに充てる。
- 3 事務長は、校長の監督を受け、事務職員その他の職員が行う事務を総括し、その他事務をつかさどる。
- 4 事務主任は、校長の監督を受け、事務をつかさどる。

第四節 職員

第六十五条 学校用務員は、学校の環境の整備その他の用務に従事する。

第六十五条の二 スクールカウンセラーは、小学校における児童の心理に関する支援に従事する。

第六十五条の三 スクールソーシャルワーカーは、小学校における児童の福祉に関する支援に従事する。

(新設)

第六十五条 学校用務員は、学校の環境の整備その他の用務に従事する。

第六章 高等学校

第一節 設備、編制、学科及び教育課程

第六章 高等学校

第一節 設備、編制、学科及び教育課程

第八十二条 高等学校には、事務長を置くものとする。

2 事務長は、事務職員をもつて、これに充てる。

3 事務長は、校長の監督を受け、事務職員その他の職員が行う事務を総括する。

第八十二条 高等学校には、事務長を置くものとする。

2 事務長は、事務職員をもつて、これに充てる。

3 事務長は、校長の監督を受け、事務職員その他の職員が行う事務を総括し、その他事務をつかさどる。